

ていわゆる開拓事業と併立をして、現在政府のもつております費用からこれらの點を考へまして、恒久的なる施設を考慮したいと思つております。茨城縣からこの恒久的施設として要求されておる金額が一億五千萬圓ほどになつておりますが、今その金額もここで即答するわけにまいらぬのであります。農林省がもつております開拓豫算中から、これらの恒久費用についても當然考へてみたいと思ひます。何分茨城縣における早害のひどいといふことは聞いたのであります。具體的な數字に關しましては、最近承つたばかりでありますので、未だその具體的數字についてのお答えができませんのでありますけれども、御趣意の點は十分了承いたしましたして善處いたしたいと思ひます。

○菊地重作君 さつきの答辯でちよつと足りない部分についてちよつと……。

○野澤委員長 簡單ならば許します。では簡單に……。

○菊地重作君 あと質問したいのは、おかげとかさつまいもとかいふものにとくさんの投資をしてひとつもとれない。こういうことも、農民は國家的な立場から非常な費用をかけてつくつてゐるのでありますから、このおかげ、さつまいもその他の雜穀類についても、その損害に對して農林省は考慮しておるか。この點であります。

○平野國務大臣 たとえば群馬縣のひより害等の場合におきましては、實際上ひより害によつてこうなりました收穫皆無のところは、これはもとより供出はないのであります。また收穫の減收によつて割當金を減額することも當然でありまして、これは早害である

うと、ひより害であらうと、水害であらうと同一であります。ただかような農作物がとれなくなつたそのことについて補助をするかどうか。これは農業保險といふものがありまして、實は農業保險の分野になるのであります。現在の農業保險は問題になりませんので、事實上は救済されたいことになりませんが、しかし私はそのとれない作物そのものを政府がすぐ補助する。こういう制度は保險制度によつて成り立つのであつて、政府の豫備金といふものは、そのことにすぐ出すわけはないのであります。従つてあくまでこれは全體の通融いたしました災害費といふものを見積つて、これを茨城縣の方へ提供いたしました。その中からそれがいかように使われるかといふことによつて、災害救済と考へていただきます。かように思ふのであります。

○野澤委員長 委員長から申し上げますが、早害も水害問題と同様に、農業經營上に重大な問題であります。ゆゑに、特に農林當局におきましては水害早害同一の建前において善處され、即刻に措置されんことを特に要望しておくものでございます。

○野澤委員長 では付託された議案、農業協同組合法案及び農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案、右二案を一括して政府當局の御説明を願うことにいたします。平野農林大臣。

農業協同組合法
第一章 總則

第一條 この法律は、農民の協同組織の發達を促進し、以て農業生産力の増進と農民の經濟的社會的地位の向上を圖り、併せて國民經濟の發達を期することを目的とする。

第二條 農業協同組合又は農業協同組合連合會の名稱中には、農業協同組合又は農業協同組合連合會なる文字を用ひなければならぬ。

農業協同組合又は農業協同組合連合會でない者は、その名稱中に農業協同組合又は農業協同組合連合會なる文字を用ひてはならぬ。

第三條 農業協同組合及び農業協同組合連合會(以下組合と總稱する)は、法人とする。

第四條 第十三條第一項の規定により出資をさせる組合(以下出資組合といふ)には、所得税及び法人税を課さない。

地方公共團體は、組合に對して營業税を課することができない。

第五條 組合の住所は、その主たる事務所の所在地に在るものとする。

第六條 組合は、その行方事業によつてその組合員及び會員(以下組合員と總稱する)のために最大の奉仕をすることを目的とし、營利を目的としてその事業を行つてはならない。

第七條 組合は、昭和二十二年法律第五十四號(私的獨占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)の適用については、これを同法第二十四條各號に掲げる要件を備える組合とみなす。

第八條 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に對抗する

ことができない。

第九條 この法律において、農民とは、みずから農業を営み、又は農業に従事する個人をいふ。

この法律において、農業とは、耕作、養畜又は養蠶の業務(これに附隨する業務を含む)をいふ。

みずから前項に掲げる業務を営み、又はこれに従事する者が行う新炭生産の業務(これに附隨する業務を含む)は、この法律の適用については、これを農業とみなす。

第二章 事業

第十條 組合は、左の事業の全部又は一部を行ふことができる。

一 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付

二 組合員の貯金の受入

三 組合員の事業又は生活に必要な物資の供給又は共同利用施設の設置

四 農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に關する施設

五 農業の目的に供される土地の造成、改良若しくは管理又は農業水利施設の設置若しくは管理

六 組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蔵又は販賣

七 農村工業に關する施設

八 農業上の災害又はその他の災害の共済に關する施設

九 農村の生活及び文化の改善に關する施設

十 農業技術及び組合事業に關する組合員の知識の向上を圖るための教育並びに組合員に對する一般的情報の提出に關する施設

十一 組合員の經濟的地位の改善のためにする團體協約の締結

十二 前各號の事業に附帶する事業 組合員に出資をさせない組合(以下非出資組合といふ)は、前項の規定にかかわらず、同項第一號及び第二號の事業を併せ行ふことができない。

組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設を利用させることができる。但し、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分益の總額は、當該事業年度における組合員の事業の利用分益の總額の五分の一を超えてはならない。

農業協同組合連合會は、第一項の事業の外、會員たる組合の指導及び連絡に關する事業を行ふことができる。

第一項第一號及び第二號の事業を併せ行ふ農業協同組合連合會は、同項の規定にかかわらず、これらの事業に附帶する事業の外他の事業を行ふことができない。

前項の農業協同組合連合會は、會員のために、手形を割引引き、若しくは定款で定める金融機關に對して會員の負擔する債務を保證し、又は當該金融機關の委任を受けてその債權を取り立てることができる。

第十一條 前條第十項第十一號の團體協約は、書面を以てすることに因つて、その效力を生ずる。

組合員の締結する契約その内容が前項の團體協約に定める規程に違反するものについては、その規程に違反する契約の部分は、これをその規程によつて契約したも

のとみなす。

第三章 組合員

第十二條 農業協同組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。

一 農民

二 前號に掲げる者の外、農業協同組合の地區内に住所を有する者で當該組合の施設を利用することを相當とするもの

農業協同組合連合會の會員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。

一 組合

二 他の法律により設立された協同組織體で組合の行ふ事業と同種の事業を行ふもの。

第十三條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に出資をさせることができる。

出資組合の組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

出資一口の金額は、均一でなければならない。

出資組合の組合員の責任は、第十七條の規定による経費の負擔の外、その出資額を限度とする。

組合員は、出資の拂込について、相殺を以て出資組合に對抗することができない。

第十四條 出資組合の組合員は、出資組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。組合員は、持分を共有すること

ができない。

第十五條 非出資組合の組合員の責任は、第十七條の規定による経費の負擔に限る。

第十六條 組合員は、各一箇の議決權及び役員の選舉權を有する。

但し、第十二條第一項第二號及び第二項第二號の規定による組合員（以下准組合員という）は、議決權及び選舉權を有しない。

組合員は、定款の定めるところにより、第三十七條第三項の規定により豫め通知のあつた事項につき、書面又は代理人を以て、議決權を行うことができる。

前項の規定により議決權を行う者は、これを出席者とみなす。

代理人は、二人以上の組合員を代理することができない。

代理人は、代理權を證する書面を組合に提出しなければならない。

第十七條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

組合員は、前項の経費の支拂について、相殺を以て組合に對抗することができない。

第十八條 組合は、定款の定めるところにより、組合員に對して過怠金を課すことができる。

第十九條 組合は、定款の定めるところにより、一年を超えない期間を限り、組合員が當該組合の施設の一部を専ら利用すべき旨の契約を組合員と締結することができる。

前項の契約の締結は、組合員の任意とし、組合は、その締結を拒

んだことを理由として、その組合員が組合の施設を利用することを拒んではならない。

第二十條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正當な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な條件を附してはならない。

第二十一條 組合員は、六十日前までに豫告し、事業年度の終において脱退することができる。

前項の豫告期間は、定款でこれを延長することができる。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

第二十二條 組合員は、左の事由に因つて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

除名は、左の各號の一に該當する組合員につき、總會の議決によつてこれをすることができる。但し、除名した組合員にその旨を通知しなければならない。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二 出資の拂込、経費の支拂その他組合に對する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める行爲をした組合員

第二十三條 出資組合の組合員は、脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

前項の持分は、脱退した事業年度の終における當該出資組合の財産によつてこれを定める。

第二十四條 持分を計算するにあたり、出資組合の財産を以てその債務を完済するに足りないときは、當該出資組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に對して、その負擔に歸すべき損失額の拂込を請求することができる。

第二十五條 前二條の規定による請求權は、脱退の時から二年間これを消滅する。

第二十六條 脱退した組合員が出資組合に對する債務を完済するまでは、出資組合は、その持分の拂戻を停止することができる。

第二十七條 出資組合の組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

前項の場合には、第二十三條乃至第二十五條の規定を準用する。

第四章 管理

第二十八條 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。但し、非出資組合の定款には、第六號、第八號及び第九號の事項を記載しなくてもよい。

一 事業

二 名稱

三 地區

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定

六 出資一口の金額及びその拂込の方法並びに一組合員の有することのできる出資口数の最高限

七 経費の分擔に関する規定

八 剩餘金の處分及び損失の處理に関する規定

九 準備金の額及びその積立の方法

十 役員の数、職務の分擔及び選舉に関する規定

十一 事業年度

十二 公告の方法

組合の定款には、前項の事項の外、組合の存立時期を定めたときはその時期を、現物出資をする者を定めたときはその者の氏名、出資の目的たる財産及びその價格並びにこれに對して與える出資口数を記載しなければならない。

行政廳は、模範定款例を定めることができる。

第二十九條 左の事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、これを規約で定めることができる。

一 總會又は總代會に関する規定

二 業務の執行及び會計に関する規定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

第三十條 組合に、役員として理事及び監事を置く。

理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

役員は、定款の定めるところにより、總會においてこれを選舉する。但し、設立當時の役員は、創立總會においてこれを選舉する。

役員の選舉は、無記名投票によつてこれを行う。

投票は、一人につき一票とする。
組合の理事の定数の少くとも四分の三は、組合員(准組合員及び法人たる組合員を除き、組合員の組合員又はその組合員で准組合員又は法人でないものを含む。以下本條において同じ。)でなければならぬ。但し、設立當時の理事は、設立の同意を申し出た農民又は設立の同意を申し出た組合の組合員でなければならぬ。

第三十一條 役員任期は、一年とする。但し、定款で二年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

設立當時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立總會において定める期間とする。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

第三十二條 理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と相兼ねてはならない。

第三十三條 組合が理事と契約をするときは、監事が、組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

第三十四條 理事は、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならぬ。

第三十五條 組合員(准組合員を除く。)が總組合員准組合員を除く。)の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、總會の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、總會を招集しなければならぬ。

第三十六條 理事の職務を行う者が

ないとき、又は前條の請求があつた場合において理事が正當な理由がないのに總會招集の手續をしないときは、監事は、總會を招集しなければならぬ。

第三十七條 組合の組合員に對してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所宛てることゝして足りる。

前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

總會招集の通知は、その會日から十日前までに、その會議の目的たる事項を示してこれをしなければならぬ。

第三十八條 理事は、定款、規約及び總會の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

組合員名簿には、各組合員について左の事項を記載しなければならぬ。但し、非出資組合の組合員名簿には、第三號及び第四號の事項を記載しなくてもよい。

一 氏名又は名稱及び住所
二 加入の年月日及び組合員たる資格の別
三 出資口數及び出資各口の取得の年月日
四 拂込済出資額及びその拂込の年月日

組合員及び組合の債権者は、第一項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第三十九條 理事は、通常總會の會日から一週間前までに、非出資組

合にあつては事業報告書及び財産目録を、出資組合にあつては事業報告書、財産目録、貸借對照表及び剩餘金處分案又は損失處理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所へ備えて置かなければならぬ。

組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

第一項に掲げる書類を通常總會に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならぬ。

第四十條 役員は、總組合員(准組合員を除く。)の五分の一以上の請求に因り、任期中でも總會においてこれを改選することができる。

前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にこれをしなければならぬ。但し、法令、法令に基いてする行政廳の處分又は定款若しくは規約の違反を理由とする改選の請求は、この限りでない。

第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を組合に提出してこれをしなければならぬ。

前項の規定による書面の提出があつたときは、組合は、總會の會日から七日前までに、役員に對し、その書面を送付し、且つ、總會において辯明する機会を與えなければならぬ。

第四十一條 役員には、民法第四十四條第一項、第五十二條第二項、第五十三條乃至第五十五條、第五十九條及び第六十一條第一項の規定を準用する。

第四十二條 組合は、參事及び會計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

參事及び會計主任の選任及び解任は、理事の過半数によりこれを決する。

參事には、商法第三十八條第一項第三項及び第三十九條乃至第四十二條並びに非訟事件手續法第七十二條乃至第七十四條の規定を準用する。

第四十三條 組合員(准組合員を除く。)は、總組合員(准組合員を除く。)の十分の一以上の同意を得て、理事に對し、參事又は會計主任の解任を請求することができる。

前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してこれをしなければならぬ。

第一項の規定による請求があつたときは、理事は、當該參事又は會計主任の解任の可否を決しなければならぬ。

理事は、前項の可否を決する日から七日前までに、當該參事又は會計主任に對し、第二項の書面を送付し、且つ、辯明する機会を與えなければならぬ。

第四十四條 左の事項は、總會の議決を経なければならぬ。

一 定款の変更
二 規約の設定、變更及び廢止
三 毎事業年度の事業計畫の設定及び變更
四 經費の賦課及び徴收の方法
五 貸付金の利率の最高限度
六 農業協同組合連合會が一會員

のたにする手形の割引金額の最高限度
七 事業報告書、財産目録、貸借對照表、剩餘金處分案及び損失處理案
定款の変更は、行政廳の認可を受けなければ、その效力を生じない。

前項の認可については、第六十條及び第六十一條の規定を準用する。

第四十五條 總會の議事は、この法律、定款又は規約の特別の定のある場合を除いて、出席者の議決權の過半数でこれを決し、可否同數のときは、議長の決するところによる。

議長は、總會においてこれを選任する。

議長は、組合員として總會の議決に加ふる權利を有しない。

第四十六條 左の事項は、總組合員(准組合員を除く。)の半数以上が出席し、その議決權の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更
二 組合の解散及び合併
三 組合員の除名

第四十七條 總會には、民法第六十四條及び第六十六條の規定を準用する。この場合において、第六十四條中「第六十二條」とあるのは、「農業協同組合法第三十七條第三項」と読み替へるものとする。

第四十八條 千人以上の組合員(准組合員を除く。)を有する組合は、定款の定めるところにより、總會に代るべき總代會を設けることが

できる。

總代は、組合員（准組合員を除く。）でなければならぬ。

總代の定数は、少くとも二百人以上でなければならぬ。

總代には、第三十條第三項乃至第五項の規定を準用する。

總代會には、總會に關する規定を準用する。但し、總代會においては、定款の変更、解散及び合併の決議をすることができない。

第四十九條 出資組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借對照表を作らなければならない。

出資組合は、前項の期間内に、債權者に對して、異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨を公告し、且つ貯金者以外の知れている債權者には、各別にこれを催告しなければならない。

前項の一定の期間は、一箇月を下つてはならない。

第五十條 債權者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

債權者が異議を述べたときは、出資組合は、辨濟し、若しくは相當の擔保を供し、又は債權者に辨濟を受けさせることを目的として、信託會社若しくは信託業務を營む銀行に相當の財産を信託しなければならない。

第五十一條 出資組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰餘金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

第五十二條 出資組合は、損失を填補し、前條第一項の準備金及び同條第四項の繰越金を控除した後でなければ、剰餘金の配當をしてはならない。

剰餘金の配當は、定款の定めるところにより、年五分を超えない範圍内において、拂い込んだ出資額の割合に應じてこれをし、なお剰餘があるときは、組合員の事業の利用分益の割合に應じてこれをしなければならない。

第五十三條 出資組合は、定款の定めるところにより、組合員が出資の拂込を終るまでは、組合員に配當する剰餘金をその拂込に充てることのできる。

第五十四條 出資組合は、組合員の持分を取得し、又は質權の目的としてこれを受けることができない。

第五章 設立

第五十五條 農業協同組合を設立するには、十五人以上の農民が、農業協同組合連合會を設立するには、二以上の組合が發起人となることを必要とする。

第五十六條 發起人は、發起組合の事業及び地區並びに組合員たる資格に關する目論見書を作り、一定の期間前までにこれを設立準備會の日時及び場所とともに公告して、設立準備會を開かなければならない。

前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

第五十七條 設立準備會においては、出席した農民又は組合の理事の中から、定款の作成に當るべき者（以下定款作成委員という。）を選任し、且つ、地區、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項を定めなければならない。

定款作成委員は、農業協同組合にあつては十五人以上、農業協同組合連合會にあつては二人以上でなければならない。

第五十八條 定款作成委員が定款を作成したときは、發起人は、一定の期間前までにこれを創立總會の日時及び場所とともに公告して、創立總會を開かなければならない。

前項の一定の期間は、二週間を下つてはならない。

定款作成委員が作成した定款の承認、事業計畫の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

創立總會においては、前項の定款を修正することができ。但し、地區及び組合員たる資格に關する規定については、この限りでない。

創立總會の議事は、組合員たる資格を有する者でその會日までに發起人に對し設立の同意を申し出したものの半数以上が出席し、その議決權の三分の二以上でこれを決する。

前項の申出をした者は、書面又は代理人を以て議決權を行うことができる。

創立總會については、第十六條第一項第三項乃至第五項及び民法第六十六條の規定を準用する。

第五十九條 發起人は、創立總會終了の後遅滞なく、定款及び事業計畫を行政廳に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

發起人は、行政廳の要求があるときは、組合の設立に關する報告書を提出しなければならない。

第六十條 行政廳は、前條第一項の申請があつたときは、設立の手續又は定款若しくは事業計畫の内容が法令又は法令に基いてする行政廳の處分に違反する場合を除いては、その申請に係る同項の認可をしなければならない。

第六十一條 第五十九條第一項の申請があつたときは、行政廳は、申請書を受理した日から二箇月以内に發起人に對し、認可又は不認可の通知を發しなければならない。

行政廳が前項の期間内に同項の通知を發しなかつたときは、その期間満了の日に第五十九條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、發起人は、行政廳に對し、認可に關する證明をすべきことを請求することができる。

行政廳は、不認可の通知をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

發起人が不認可の取消を求め、訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日に第五十九條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

第六十二條 第五十九條第一項の認可があつたときは、發起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

出資組合の理事は、前項の規定による引渡を受けたときは、遅滞なく出資の第一回の拂込をさせなければならない。

現物出資者は、第一回の拂込の期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記、登録その他權利の設定又は移轉を以て第三者に對抗するため必要な行為は、組合成立の後これをすることを妨げない。

第六十三條 組合は、主たる事務所所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

第六章 解散及び清算

第六十四條 組合は、左の事由によつて解散する。

- 一 總會の議決
 - 二 組合の合併
 - 三 組合の破産
 - 四 存立時期の満了
 - 五 第九十五條第二項の規定による解散の命令
- 解散の議決は、行政廳の認可を受けなければならない、その效力を生じない。

前項の場合には、第六十條及び第六十一條の規定を準用する。

第一項の事由に因る外、農業協同組合は、組合員(准組合員を除く)が十五人未満になつたことに因つて、農業協同組合連合會は、會員(准組合員を除く)が一人になつたことに因つて解散する。

組合は、前項の規定により解散したときは、遲滞なくその旨を行政廳に届け出なければならぬ。

第六十五條 組合員が合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

合併は、行政廳の認可を受けなければ、その效力を生じない。

前項の場合には、第六十條及び第六十一條の規定を準用する。

第六十六條 合併に因つて組合を設立するには、各組合の總會において組合員(准組合員及び法人たる組合員を除く)又は會員たる組合員の役員の中から適任した設立委員が共同して、定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行爲をしなければならない。

用する。

第六十七條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併に因つて設立する組合が、その主たる事務所所在地において、第七十九條に規定する登記をすることに因つてその效力を生ずる。

第六十八條 合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の權利義務(當該組合がその行ふ事業に關し、行政廳の許可、認可その他の處分に基いて有する權利義務を含む)を承継する。

第六十九條 組合が解散したときは、合併及び破産に因る解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

第七十條 清算人は、就職の後遲滞なく組合の財産の状況を調査し、非出資組合にあつては財産目録、出資組合にあつては財産目録及び貸借對照表を作り、財産處分の方法を定め、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

第七十一條 清算人は、組合の債務を辨済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

第七十二條 清算事務が終つたときは、清算人は、遲滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

八十三條並びに非訟事件手續法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二、第五百三十三條及び第五百三十八條の規定を準用する。この場合において、民法第七十五條中、前條とあるのは、「農業協同組合法第六十九條」と讀み替へるものとする。

第七章 登記

第七十四條 設立の登記は、非出資組合にあつては設立の認可があつた日(第六十一條第二項及び第四項の場合にあつては、設立の認可に關する證明のあつた日)から、出資組合にあつては出資の第一回の拂込があつた日から二週間以内、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。

設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 第二十八條第一項第一號乃至第三號の事項
- 二 事務所
- 三 出資組合にあつては、出資一口の金額及びその拂込の方法並びに出資の總額
- 四 存立時期を定めたときは、その時期
- 五 役員の名及び住所
- 六 公告の方法

組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項の事項を登記しなければならない。

第七十五條 組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所

の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項の事項を登記し、他の従たる事務所所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄區域内においてあらたに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することを以て足りる。

第七十六條 組合が主たる事務所を移轉したときは、舊所在地において二週間以内に移轉の登記をして、新所在地においては三週間以内に第七十四條第二項の事項を登記し、従たる事務所を移轉したときは、舊所在地においては三週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

同一の登記所の管轄區域内において主たる事務所又は従たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすることを以て足りる。

第七十七條 第七十四條第二項の事項中に變更を生じたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に變更の登記をしなければならない。

第七十四條第二項第三號の事項中出資の總口數及び拂い込んだ出資の總額の變更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により事業年度終了後主たる

事務所を設けたときは、主たる事務所

事務所所在地においては四週間以内に、従たる事務所所在地においては五週間以内にこれをすることが出来る。

第七十八條 組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

第七十九條 組合が合併をしたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については變更の登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併に因つて設立した組合については第七十四條第二項に規定する登記をしなければならない。

第八十條 清算人は、その就職の日から主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

前項の登記には、第七十七條第一項の規定を準用する。

第八十一條 組合の清算が終了したときは、清算終了の日から主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

第八十二條 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

各登記所に、農業協同組合登記簿及び農業協同組合連合會登記簿を備える。

第八十三條 組合の設立の登記は、役員全員申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請には、定款並びに出資の總口数及び出資第一回の拂込のあつたことを證する書面及び役員たることを證する書面を添附しなければならない。

合併に因る出資組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面の外、第六十五條第四項において準用する第四十九條の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに對し、辨濟し、若しくは擔保を供し、又は信託をしたことを證する書面を添附しなければならない。

第八十四條 第七十四條第三項の規定による登記は、理事の申請に因つてこれをする。

第八十五條 組合の事務所の新設又は事務所の移轉その他第七十四條第二項の事項の變更の登記は、理事又は清算人の申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の變更を證する書面を添附しなければならない。

出資一口の金額の減少又は出資組合の合併に因る變更の登記の申請書には、前項に掲げる書面の外、第四十九條第六十五條第四項において準用する場合を含む。の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに對し、辨濟し、若しくは擔保を供し、又は信託をしたことを證する書面を添附しなければならない。

第八十六條 第七十八條の規定による組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて、清算人の申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、解散の事由を證する書面を添附しなければならない。

行政廳が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、當該行政廳の囑託に因つてこれをする。

第八十七條 第七十九條の規定による解散の登記は、合併に因つて消滅した組合の理事の申請に因つてこれをする。

前項の場合には、第八十三條第三項及び前條第二項の規定を準用する。

第八十八條 第八十條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でない場合には、申請人の資格を證する書面を添附しなければならない。

第八十條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の變更を證する書面を添附しなければならない。

第八十九條 組合の清算終了の登記は、清算人の申請に因つてこれをする。

前項の登記の申請書には、清算人が第七十二條の規定により決算報告書の承認を得たことを證する書面を添附しなければならない。

第九十條 登記すべき事項で行政廳の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。但し、第六十一條第二項及び第四項の場合には、認可に關する證明書の到達した時から登記の期間を起算する。

第九十一條 登記した事項は、司法事務局において遲滞なくこれを公告しなければならない。

第九十二條 組合の登記には、非證券手續法第四百四十一條乃至第四百五十一條ノ六及び第四百五十四條乃至第四百五十七條の規定を準用する。

第九十三條 行政廳は、組合に法令、法令に基いてする行政廳の處分又は定款若しくは規約を遵守させるために必要があると認めるときは、組合からその業務又は財産の状況に關し報告を徴することができる。

第九十四條 組合員が總組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は會計が法令、法令に基いてする行政廳の處分又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、行政廳は、當該組合の業務又は會計の状況を検査しなければならない。

行政廳は、組合の業務又は會計が法令、法令に基いてする行政廳の處分又は定款若しくは規約に違反する疑があるときは、何時でも、當該組合の業務又は會計の状況を検査することができ

第九十五條 行政廳は、前條の規定による検査を行った場合において、當該組合の業務又は會計が法令、法令に基いてする行政廳の處分又は定款若しくは規約に違反するときは、當該組合に對し、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

第九十六條 組合員が總組合員の十分の一以上の同意を得て、總會の招集手續、議決の方法又は選舉が法令、法令に基いてする行政廳の處分又は定款若しくは規約に違反することを理由として、その議決又は選舉若しくは當選決定の日から一箇月以内に、その議決又は選舉若しくは當選の取消を請求した場合において、行政廳は、その違反の事實があると認めるときは、當該決議又は選舉若しくは當選を取消することができる。

第九十七條 行政廳は、第十九條第一項の規定による契約の内容が公益に違反すると認めるときは、當該契約を取り消すことができる。

第九十八條 この法律中行政廳とあるのは、第六十八條の場合を除いては、都道府縣若しくは特別市の區域又はその區域を超える區域を地區とする組合については主務大臣、その他の組合については都道府縣知事又は特別市の市長とする。

前項の規定による主務大臣の權限の一部は、これを都道府縣知事又は特別市の市長に委任すること

第九十九條 組合の役員が如何なる名義を以てするを問はず、組合の事業の範圍外において貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投票取引のために組合の財産を處分したときは、これを三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

前項の罪を犯した者には、情狀に因り懲役及び罰金を併科することができ

第一項の規定は、刑法に正條がある場合には、これを適用しない。

第九十三條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第九十四條の規定による検査を拒み、妨げ又は隠避した者は、これを千圓以下の罰金に處する。

組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその組合の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その組合に對して同項の罰金を科する。

第九十九條 左の場合には、組合の役員又は清算人は、これを一萬圓以下の過料にする。

一 第十條に規定する以外の事業を營んだとき。

二 第十九條第二項の規定に違反したとき。

三 第二十條の規定に違反したとき。

四 第二十二條の規定に違反したとき。

五 第三十四條、第三十五條又は

第九十九條 組合の役員が如何なる名義を以てするを問はず、組合の事業の範圍外において貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投票取引のために組合の財産を處分したときは、これを三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第九十九條 組合の役員が如何なる名義を以てするを問はず、組合の事業の範圍外において貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投票取引のために組合の財産を處分したときは、これを三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

第九章 罰則

第九十九條 組合の役員が如何なる名義を以てするを問はず、組合の事業の範圍外において貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投票取引のために組合の財産を處分したときは、これを三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

前項の罪を犯した者には、情狀に因り懲役及び罰金を併科することができ

第一項の規定は、刑法に正條がある場合には、これを適用しない。

第九十三條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第九十四條の規定による検査を拒み、妨げ又は隠避した者は、これを千圓以下の罰金に處する。

組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその組合の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その組合に對して同項の罰金を科する。

第九十九條 左の場合には、組合の役員又は清算人は、これを一萬圓以下の過料にする。

一 第十條に規定する以外の事業を營んだとき。

二 第十九條第二項の規定に違反したとき。

三 第二十條の規定に違反したとき。

四 第二十二條の規定に違反したとき。

五 第三十四條、第三十五條又は

第三十六條の規定に違反したとき。

六 第三十八條第一項若しくは第三十九條第一項の規定に違反して書類を備へ置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不實の記載をし、又は正當な理由がないのに第三十八條第三項若しくは第三十九條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

七 第四十條第四項又は第四十三條第四項の規定に違反したとき。

八 第四十九條若しくは第五十條第二項又は第六十五條第四項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は出資組合の合併をしたとき。

九 第五十一條又は第五十二條の規定に違反したとき。

十 第五十四條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十一 第六十四條第五項の規定に違反したとき。

十二 第七十條又は第七十二條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不實の記載をしたとき。

十三 第七十一條の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十四 民法第七十九條の期間内に債権者に辨済をしたとき。

十五 民法第七十九條又は同法第八十一條に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十六 民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十七 この法律の規定による登記を怠り、又は不實の登記をしたとき。

第二百二條 第二條第二項の規定に違反した者は、これを千圓以下の過料に處する。

附則
この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律案
第一條 農業團體法及び蠶絲業組合法は、これを廢止する。

この法律施行の際現に存する市町村農業會、都道府縣農業會及び全國農業會(以下農業團體と總稱する)並びに生絲輸出業組合及び養蠶實行組合については、前項に掲げる法律は、この法律施行後でも、なおその效力を有する。

前項の農業團體、生絲輸出業組合及び養蠶實行組合でこの法律施行の日から八箇月を経過した時に現に存するものは、清算中のものを除く。は、その時に解散する。

行政廳は、必要があると認めるときは、何時でも第二項の農業團體又は養蠶實行組合に對し、解散を命ずることができる。この場合には、當該農業團體又は養蠶實行組合は、當該命令に因つて解散する。

第二項の農業團體で第三項の期間満了までに金融機關再建整備法第三十四條第二項の規定により新

勘定及び舊勘定の區分の消滅しないものについては、第三項の規定を適用しない。

前項の農業團體は、同項の區分の消滅があつたときは、遲滞なく解散の議決をしなければならぬ。

第五項の農業團體は、第三項の期間満了の後は、その事業を行ふことができない。

主務大臣は、第五項の農業團體に對し、その財産の處分、保全その他管理に關し必要な命令又は處分をすることができる。

主務大臣は、第六項の規定による解散の議決及び第三項、第四項又は第六項の規定による解散に因る清算の終了を農業團體に速かにさせることに關し責任があるものとする。

第二條 農業團體は、行政廳の認可を受けなければ、その資産を處分してはならない。但し、通常の業務として行ふ處分は、この限りでない。

前項の規定施行前に農業團體のした資産の處分に關する契約で同項の規定施行の日までに當該契約に係る資産の引渡又は代金の受領のいづれかが完了しているものについては、同項の規定を適用しない。

第一項の規定に違反する處分は、これを無効とする。

第一項の規定施行前に農業團體のした資産の處分に關する契約に係る資産の引渡及び代金の受領につき、同項の規定施行の日から二箇月以内に同項の認可がなかつた

ときは、當該契約は、解除されたものとみなす。

農業團體が第一項の規定に違反してその資産を處分したときは、その行為をした農業團體の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、これを三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

前項の罪を犯した者には、情狀に因り、懲役及び罰金を併科することができる。

第三條 農業協同組合及び農業協同組合連合會は、農業團體の會員となることができない。

都道府縣農業會又は全國農業會は、農業協同組合又は農業協同組合連合會に、その施設を利用させることができる。

第四條 農業團體の財産の分配は、各會員に平等にその持分に應じてこれをしなければならぬ。

第五條 市町村農業會の會員たる者の一部を組合員とする農業協同組合は、行政廳の認可を受けて、當該市町村農業會に對し、その財産の分割を請求することができる。

前項の場合には、市町村農業會の財産は、當該市町村農業會の會員の持分の總額のうち、當該市町村農業會の會員で同項の農業協同組合の組合員たるものの持分の總額の占める割合に應じて當該農業協同組合に歸屬する。

前項の場合における市町村農業會の會員の地位及び持分その他前二項の規定施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

勘定の區分の消滅しない市町村農業會については、前二項の規定は、これを適用しない。

第六條 市町村農業會の會員たる者の一部を組合員とする農業協同組合は、行政廳の認可を受けて、當該市町村農業會に對し、その資産の譲渡又は債務の引受に關する協議を求めることができる。

前項の場合において協議が調わないときは、行政廳は、當事者又はその一方の申請に因り、當事者の意見を聽き、當該市町村農業會に對し、譲渡の條件を定めてその資産の譲渡を命ずることができ

前二項の規定により市町村農業會の譲渡する資産の額を當該市町村農業會の資産の總額に對する割合は、當該市町村農業會の會員の持分の總額のうち、當該市町村農業會の會員で當該農業協同組合の組合員たるものの持分の額の占める割合を超えてはならない。

第一項の規定による認可又は第二項の規定による命令の取消又は變更を求めるときは、當該認可又は命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。

第二項乃至前項に規定するものの外、第一項の規定施行に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第七條 命令で定める農業協同組合連合會は、行政廳の認可を受けて、都道府縣農業會又は全國農業會に對し、その資産の譲渡又は債務の引受に關する協議を求めることが

できる。

前項の場合には、前條第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。

第八條 この法律施行の際現に存する農業團體は、この法律施行後二箇月以内に總會を招集しなければならぬ。

前項の總會の招集は、多くとも會日から十日前までに會議の目的たる事項、日時及び場所を公告してこれをしなければならぬ。

第一項の總會は、會員の三分の二以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

行政廳は、第一項の農業團體の理事又は清算人に對し、前項に規定する會員の出席を得るため必要な措置を採るべきことを命ずることができぬ。

第一項の總會の招集があつた場合において、第三項に規定する會員の出席がないときは、農業團體は、第一項の期間經過後でも、第三項に規定する會員の出席があるまで總會を招集しなければならぬ。この場合には、第二項乃至前項の規定を準用する。

前項の規定は、第一條第三項、第四項及び第六項の規定の適用を妨げない。

第九條 前條第一項の農業團體の理事又は清算人は、同項又は同條第五項の總會の會日から一週間前までに事業報告書及び財産目録を監事に提出し、且つ、その總會に監事の意見書とともにこれらの書類を提出してその承認を求めなければならない。

前項の理事又は清算人は、同項の總會において、農業協同組合及びこの法律に關し詳細な報告をしなければならぬ。

第一項の總會においては、資産處理委員會の委員を選任しなければならない。

前項の委員の定数は、五人乃至九人とし、少くともその四分の三は、農業協同組合法第九條第一項に規定する農民でなければならぬ。

第一項の農業團體の理事又は清算人は、第五條の規定による財産の分割並びに第六條又は第七條の規定による資産の譲渡（第六條第二項及びその準用規定の場合にあつては行政廳に述べべき意見）及び債務の引受については、資産處理委員會の意見を聴き、これに従わなければならない。但し、總會の決議に違反することができない。

第十條 第五條第二項の規定により市町村農業會の財産のうち農業協同組合に歸屬した財産の價額は、特別法人税法による剩餘金の計算上、當該農業協同組合の益金及び當該市町村農業會の損金にこれを算入しない。

第十一條 農業協同組合又は農業協同組合連合會が第五條、第六條又は第七條の規定により農業團體から不動産又は船舶に關する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときは、その登録税の額は、不動産又は船舶の價格の千分の四とする。但し、登録税法により算出した登録税の額

がこの法律により算出した税額より少いときは、その額による。農業協同組合が農事實行組合又は農協實行組合から不動産に關する権利を承継する場合において、その取得につき登記を受けるときも、また前項と同様とする。

第十二條 農業協同組合法施行の際現にその名稱中に農業協同組合又は農業協同組合連合會なる文字を用いている者は、同法施行後三箇月以内に、その名稱を變更しなければならぬ。

農業協同組合法第二百二條の規定は、前項の期間内は、これを同項の者に適用しない。

第十三條 農業協同組合及び農業協同組合連合會は、金融機關再建整備法第二十六條第二項、第四十條第一項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定の適用に關しては、これをこれらの規定に定め他の金融機關とみなす。

都道府縣農業會は、金融機關再建整備法第四十條第一項又は第四十一條第一項若しくは第二項の規定により、政令で定める金融に關する事業を譲り渡す場合には、同法第四十二條第一項の規定にかかわらず、新勘定及び舊勘定の區分消滅前における農林中央金庫をその譲渡の相手方として選ぶことができる。

前項の場合において、農林中央金庫は、金融機關再建整備法第四十二條第一項の規定にかかわらず、前項に規定する事業を譲り受けることができる。

第十四條 産業組合法の一部を次のように改正する。

第十ノ二第二項中「農事實行組合、農協實行組合其ノ他」を削る。

第十條ノ三及第十條ノ四削除

第七十六條第二項中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

改正前の産業組合法第十條ノ三の規定により設立され、この法律施行の際現に存する農事實行組合については、改正前の産業組合法中農事實行組合に關する規定は、この法律施行後でも、なおその效力を有する。

前項の農事實行組合については、第一條第三項及び第四項の規定を準用する。

第十五條 印紙税法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十號中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第五條第六號中「市町村農業會」を「農業協同組合」に、同條第九號中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

組合聯合會」の下に「農業協同組合、農業協同組合連合會」を加える。

第二十七條中「若ハ馬匹組合連合會」を「馬匹組合聯合會、農業協同組合若ハ農業協同組合連合會」に改める。

第十七條 登録税法の一部を次のように改正する。

第十九條第七號中「農業團體」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に、「農業團體法」を「農業協同組合法」に改める。

同條第十五號及び第十六號中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第十八條 特別法人税法の一部を次のように改正する。

第二條第一號を次のように改める。

一 農業協同組合及農業協同組合連合會（所屬ノ組合員、組合又ハ連合會ヲシテ出資ヲ爲サシメザルモノヲ除ク）

第十九條 貯蓄銀行法の一部を次のように改正する。

第五條第四號及び第五號中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第二十條 臨時資金調整法の一部を次のように改正する。

第二條中、「道府縣農業會」を削り、「区域トスル信用組合聯合會」を「区域又ハ其ノ區域ヲ超ル區域ヲ地區又ハ區域トスル農業協同組合連合會又ハ産業組合聯合會ニシテ信用事業ヲ行フモノ」に改める。

第二十一條 臨時農村負債處理法の一部を次のように改正する。

第一四五

第十一條第二項中「所屬市町村農業會」を「所屬農業協同組合」に、「市町村農業會」を「農業協同組合」に改め、「會員若ハ」を削る。

第二十二條 家畜市場法の一部を次のように改正する。

第三條第二項及び第四條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に、「道府縣農業會」を「農業協同組合連合會」に改める。

第二十三條 農林中央金庫法の一部を次のように改正する。

第二條第三項中「道府縣農業會」を「農業協同組合連合會」に改める。

第五條第一項中「全國農業會、道府縣農業會、市町村農業會」を「農業協同組合連合會、農業協同組合」に改める。

第二十四條 農林中央金庫特別融通及損失補償法の一部を次のように改正する。

第一條中「所屬道府縣農業會、所屬市町村農業會」を「所屬農業協同組合連合會、所屬農業協同組合」に改める。

第二十五條 農業團體自治監査法の第一條を次のように改正する。

「農業團體自治監査法」を「農業協同組合自治監査法」に、「農業團體監査聯合會」を「農業協同組合監査連合會」に、「農業團體監査員」を「農業協同組合監査員」に改める。

第一條第一項中「農業團體」を「農業協同組合及農業協同組合連合會」に、「同條第二項中」及「を」を又ハ「に」、「農業團體」を「農業協同組合又は農業協同組合連合會」に改める。

第二條第三項、第四條第三項、第五條及び第九條第一項中「農業團體」を「農業協同組合又ハ農業協同組合連合會」に改める。

第二十六條 農村負債整理組合法の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第二十七條 農村負債整理資金特別融通及損失補償法の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「所屬市町村農業會」を「所屬農業協同組合」に、「市町村農業會」を「農業協同組合」に改め、「會員若ハ」を削る。

第二十八條 農業保險法の一部を次のように改正する。

第一條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第十六條及び第五十三條中「市町村農業會及養蠶實行組合」を「農業協同組合」に改める。

第二十九條 農業動産信用法の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第十二條中「農事實行組合、養蠶實行組合」を「農業協同組合」に、「市町村農業會」を「其ノ所屬スル農業協同組合」に改める。

第三十條 農業倉庫法の一部を次のように改正する。

第一條第一項第二號中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第四條第一項中「市町村農業會」を「農業協同組合」に、「同條第二項中」道府縣農業會」を「農業協同組合連合會」に改める。

合連會」に改める。

第五條中「市町村農業會若ハ道府縣農業會」を「農業協同組合若ハ農業協同組合連合會」に、「農業團體法」を「農業協同組合法」に改める。

第十九條中「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第二十條中「道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合連合會」に改める。

第二十一條第一項中「道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合連合會」に、「農業團體法」を「農業協同組合法」に、「同條第二項中」道府縣農業會若ハ全國農業會」を「農業協同組合連合會」に改める。

「道府縣農業會若ハ全國農業會」を「農業協同組合連合會」に、「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第三十一條 國民貯蓄組合法の一部を次のように改正する。

第一條及び第二條中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第四條中「市町村農業會貯金」を「農業協同組合貯金」に改める。

第三十二條 蠶絲業法の一部を次のように改正する。

第二十九條中「農業團體」を「農業協同組合及農業協同組合連合會」に改める。

第三十三條 郵便貯金法の一部を次のように改正する。

第四條第三號中「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

に改める。

第三十四條 金融緊急措置令の一部を次のように改正する。

第八條中「地方農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第三十五條 所得税法の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項中「市町村農業會貯金」を「農業協同組合貯金」に改める。

第三十六條 信託業法の一部を次のように改正する。

第十一條第一項第六號中「市町村農業會」を「農業協同組合」に改める。

第三十七條 製絲業法の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第三十八條 昭和十五年法律第九十二號の一部を次のように改正する。

第二條中「市町村農業會、道府縣農業會」を「農業協同組合、農業協同組合連合會」に改める。

第三十九條 この法律施行の際現に存する農業團體、農事實行組合、生絲輸出業組合及び養蠶實行組合については、第十五條乃至前條の規定にかかわらず、この法律施行後でも、なお従前の例による。

第四十條 この法律施行前（第一條第二項の農業團體については、同項の規定により效力を有する農業團體法の失效前）にした行爲に對する罰則の適用については、この法律施行後（同項の農業團體につ

いては、同項の規定により效力を有する農業團體の失效後）でも、なお従前の例による。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、第二條の規定は、公布の日から、これを施行する。

○平野國務大臣 農業協同組合法案及びこれの施行に伴う農業團體の整理等に関する法案につきましてその提案の理由を御説明申し上げたいと思ひます。

農村の民主化と農業生産力の發展を期しますために、農業團體制度を根本的に刷新し、農民の自主的な協同組織の確立助長をはかりますことは、農地改革と並んで、農業及び農村に對する基本政策といつても可いものであります。

農地改革は、申すまでもなく、わが國農業をして低位な生産の段階に止まらしめ、その近代化への道を妨げない土地制度を根本的に改革し、農地の所有、分肥、利用の關係を合理化することによつて、農業の近代化、その社會的生産力の發展の道を開こうとするものであります。幸甚に進行をみて

いる次第であります。しかしながら、この農地改革の實施をもつてただちに農業の近代化を來し、農村の民主化成就れりとするには決してできないのであります。このためには、耕作する農民の利益が民主的に正當に代表されるときに、農業經營の實際におきまして、わが國農業の零細經營からくる不利益を補い、協同の力によつて、經營の合理化、生産性の向上をはかつてまいることが緊要であります。貿易再開後においてわが國の農業は、海外から

少からざる影響を受け、また依然として農業の生産性が低位なままに止まりますならば、農産物の相対的高價によつて、経済全般を支持する上に困難を來すことが豫想せられるのであります。もちろん私は一部に囁えられておられますように、いわゆる農業恐慌なるものがただちに農村を襲い、昭和の初年にありました如き状況を再び惹起するであらうということにつきましては、異つた見解を持つておるものであります。しかしながら農業が國土の資源を最高度に使つて、國民扶養力を増大しまするとともに、優れた外國農業との競争関係におきましても、強く伸びていきますために、萬般にわたつて努力をいたさなければならぬと存するのであります。かかる意味におきまして協同組合は農業經營のあらゆる分野につきまして刷新改善をはかり、資材等窮乏な事情にありますけれども、新たな農民の熱と努力によつて、新生産を開いていかなければならぬと信するものであります。以下兩法案の主要なる内容につきましてその概略を御説明申し上げます。

まず農業協同組合法案について申し上げますと、第一は自由の原則であります。農業協同組合の設立、地區及び組合員の加入、脱退等は自由であります。これは從來の農業團體がやもすれば政府の農業に對する統制政策によりましてその自主性が妨げられ、組合員の意思による組合の自由なる發展に遺憾がありましたのと異り、農民自身の立場に立つて、その正當なる發展を期待することとしたのであります。

第二は農民の團體として、組合にお

ける農民の主体性の確立であります。すなわち從來の農村におきましては、實際に耕作をしてゐる農民以外の勢力が支配的でありましたがゆゑに、農業團體の事業におきましても非農民的利益によつて指導せられ、従つて農民團體の中心課題であるべき生産過程の協同というよりな仕事に進まなかつた理由の一半も、これに基づくと考えられるのであります。かかる意味におきまして、本法案におきましては、組合員の資格を農民に限つたのであります。反面農村の實情と農業協同組合の事業は農村の生活分野をも徹り性質のものでありますので、農民以外の者の加入も認めておる次第であります。

第三は組合が農業生産協同體であるという趣旨に基いて、生産に關する事業の強化をはかつた點であります。從來生産關係の事業は、流通部門に比べますと、かく閉却せられた傾きがあらありますが、今後の要請をいたしましては、生産過程の合理化によつて、生産力の増進をはかることは極めて重要であります。これを進行することなくしては組合活動も効果的でなく、新たな協同運動の目的を達成することもできないものと思ふのであります。かかる意味におきまして、本法案におきましては、土地の開墾、水利の管理、農作業の協同化に關する施設、農村工業等が組合事業の對策であることを明記することとしたのであります。もとよりこのことは、法律の上に規定を設けるという点だけで目的を達するわけのものではありませんが、ここに導き、これを助長することは農村對策として努むべき重要な方策と考へてゐる次第であります。

第四は組合の自主性尊重の建前から、組合に對する行政廳の監督權を一定範圍に制限した點であります。本案におきましては、組合設立に對する認可は、これを形式的審査をなすに止り、いやくも法規に適合し、かつ正規の手續を経て結成せられた組合は、行政廳においてすべて認可をしなければならぬこととしたのであります。この點は從來と全然異つておりまして、農民の自由なる意思と判断に委ねられることとなりましたと同時に、結果もまた農民自身の責任に歸する次第でありまして、農民諸君の深い自覺を切望したのであります。

次に農業協同組合法の施行に伴う農業團體の整理等に關する法律案につきまして、その大體を御説明致します。この法律案は農業協同組合法の施行に伴ひまして、從來の農業會、農事實行組合、養蠶實行組合等の團體の圓滑かつ速やかな解體を行い、新たな農業協同組合の健全なる發展を期するための措置に關するものであります。その要點を御説明致しますと、まず第一は既存の農業會は協同組合法施行後八箇月内に解散せねばならぬことであり、

これは比較的短期間でありますので、農業會におきましては事務の處理上や困難を伴うものと考えられるのであります。自由なる協同組織に對して、高まつております農村の意氣込みに顯み、また現下の環境において農業會を長く存続させますことは、種々の關係から好ましくありませんので、その速やかな解散の措置をとつた次第であります。

第二は農業會の財産を協同組合に引

續く措置をとつた點であります。農業會が何らかの方法によりましてそのまゝ農業協同組合となることは、新しい協同組合の精神を没却することとなりますので、これを認めぬこととした次第であります。これを認めぬこととしたら、その他の農業關係の重大法案が提出されておきますが、私どもはこの法案の審議に際しましては、これらの内容を詳細にする必要があるものであります。適當の機會にこの内容をお示し願ひたい。もしこのままお示しなくしてお進みになると、それは議事の進行に非常に障害を來すということを一言申し添えて御答辯願ひたいと思ふのであります。特に昨日大藏大臣は、大藏省としてはその差益金に對しては一錢も入手しておられぬし、それに關係をもたぬということがはつきり本席で答辯されておられますが、私どもの知る範圍におきましては非常な食い違ひがあるものであります。これも併せて適當な機會に御答辯願ひたいと思ひます。

○平野國務大臣 承知しました。

○野澤委員長 順位によつて發言を許します。なお農林大臣は三時ならGHの方へ行かなければならぬ關係もありませんので、農林大臣に對する質問は三時までに願ひたいと思ひます。もし通告がなければ發言したものに許します。

○北(二)委員 從來農業と漁業とを各別にわかれさせておつたようであり、食糧供給調整の上からみまして、單一方法を必要とすると思ふのであります。それでこの農業協同組合法案を農漁業協同組合法案とするお考えはないかどうかお伺ひいたします。

とも一億數千萬圓に達しておるはずであります。その他の雜費あるいは補助金を合しますならば、實に莫大なる金額になるのであります。これらの詳細なる内容を伺ひませんと、今現に公團法その他の農業關係の重大法案が提出されておきますが、私どもはこの法案の審議に際しましては、これらの内容を詳細にする必要があるものであります。適當の機會にこの内容をお示し願ひたい。もしこのままお示しなくしてお進みになると、それは議事の進行に非常に障害を來すということを一言申し添えて御答辯願ひたいと思ふのであります。特に昨日大藏大臣は、大藏省としてはその差益金に對しては一錢も入手しておられぬし、それに關係をもたぬということがはつきり本席で答辯されておられますが、私どもの知る範圍におきましては非常な食い違ひがあるものであります。これも併せて適當な機會に御答辯願ひたいと思ひます。

○野澤委員長 順位によつて發言を許します。なお農林大臣は三時ならGHの方へ行かなければならぬ關係もありませんので、農林大臣に對する質問は三時までに願ひたいと思ひます。もし通告がなければ發言したものに許します。

○北(二)委員 從來農業と漁業とを各別にわかれさせておつたようであり、食糧供給調整の上からみまして、單一方法を必要とすると思ふのであります。それでこの農業協同組合法案を農漁業協同組合法案とするお考えはないかどうかお伺ひいたします。

漁業協同組合法案なるものが今研究されつつあるのであります。これは農業協同組合とはつきり區別しているように思います。

○北(二)委員 次に、農林大臣は劈頭におきまして、わが農民の貧困に對して、憲法第二十八條に基いて、農民の團結する權利と團體交渉權につきまして、農業協同組合を通じてやるというふうなことを言われましたが、この法案に基きましては非常に範圍が狭いように思ふのでありますので、いかなる範圍で行われるのか、これをお聞きしたいと思ひます。

○平野國務大臣 この法律によります範圍と言ひますか、法案の精神というものは、先刻申し上げた通りに、非常に農民の自由性ということを基本的に考へておるのであります。この點におきましてはかなり廣範なるものであります。また今申し上げましたような趣意でありますので、その團體としての活動も相當に自由であります。従いまして協同組合といつたしましては、農民が自主的に起ち上ることに依つてはほとんど干渉などをしない。眞に農民の自發的な立場から日本農村の民主化をはかる、こゝに精神がこの法案に固く盛られてゐる、かように御了承を願ひたいと思ひます。

○田口委員 従來の農業會その他の農業團體は天降りの農業團體であつて、これを排除して民主的な自由な組合にするという趣意については同感であります。同時にまたそのために相當の弊害も考へられると思ひます。日本の農業團體の發展を見れば、ほとんど政府の助成によつて今日まで來た面も非常に多いと思ひます。農民の自

由あるいは自主だけで現在までに發表したのではないのであります。今後ただ放任ではなくして、自由を百パーセント取り入れながら、國家がこれに對して相當育成する方針をとらなければ非常に困難になつていくだらう。一つの村においても、いくつもの農業協同組合ができて零細化していく場合において、特にそつういふ感が深いのであります。それに對して政府は多少危険性のあるこの團體をいかにして育成助長していくか、これに對する方策をおもちであるかどうかをお伺ひしたいと思ひます。

もう一つは、農業團體が非常に細分化されていく結果、政黨に指導されるような組合が一つの村にいくつもあり、あるいは連合體がいくつもあり、階級闘争とかあるいは政争の具に供されて、平和な農村を混亂せしめる危険性もあるかと思ふのであります。これに對して政府の所見をお伺ひしたいと思ひます。同時にもしそつういふ危険性があるか、かに政府が見るならば、いかにそつういふ面を除去していく方策を考へておられるか御説明願ひたいと思ひます。

○平野國務大臣 御指摘の點はさういふものであります。この農業協同組合法に對する一般的な疑義は、ただいま田口君からおつしやつた點に歸すると思つておられますが、この法案は言ひましてもなく、農地制度改革と並んで日本農村民主化をはかる基本法と言つても差支えないと思ひます。従ひましてこの法律に盛られてゐるのは、まづたく農民の自由意思ということを必要以上で強調してゐる指導精神である。も

場には解放せられませんでした結果、その自主的な立場から協同組合として農民の健全なる發達をはかり得ないといふことであるといひます。ならば、これは日本農民がせつかく興えられた農民の自由性をみづから没却するといふことになりましますので、あくまでこの法律を貫いておられますいおゆる農民の自由の自由性をわれわれとして最高度に尊重していきたくと思ふのであります。ただ御指摘になりましたように、無方針のままに放任するのといへば、それは決してそうではないのであります。組合には一定のある程度の制限がありまして、何でもやると申しましたも、たとえば組合をいゆる政治運動に利用するとか、組合によつて單なる古い時代の營利的な仕事を行うとか、こつういふことは組合自體ももつとより自衛して行わないようにすべき點は多々あるものであります。われわれは一應さういふ心配に關しては、施行の最中において種々適當な措置をとるつもりであります。その措置をとります結果が、あくまで農民の自由性を没却するといふことにはならないように、その範圍もきつめて微妙であります。考へて本案の施行に當りたい、かように考へておられます。

○小林(選)委員 ただいま大臣のお話の中に、先ほど大臣が本案の説明にあたりました際と多少食い違つたやうな點があるのであります。この法案につきましても、全般的な質問は後にいたしまして、ただいまの大臣のお話の中のものちよつと了解に苦むについて伺ひたいと思ひます。それは先ほど農業協

同組合法の制定に伴う農業團體の整理に關する法律案の御説明の中に農業團體が八箇月内に改組する、こつういふやうな御説明がありました。ところが、現在全國農業會系統の農業團體がいろいろありますが、あつて團體を改組して、すなわち考へ方によりましますと、看板を塗り替へて依然としてそつういふやうな團體を殘しておく、こつういふやうにもとれるのであります。それからただいまのお話の中にも、そつういふことが連想されるやうにも聽えるのであります。それからもう一つの觀點をいたしまして、一昨日でありましたラジオの放送の中に、農林省のどなたでしたか、事務官が農業協同組合に關しまして放送をいたしておるのを聴きますと、ただいま大臣がお話になりましたやうに、農業團體の自主性を認めて、自由につくらせる、こつういふやうな考へであるやうであります。一昨日のラジオの放送を聴いてみますと、たとえば今後の農業團體が畜産であるとか、あるいは養蠶であるとか、普通の一般の農事であるとか、そつういふものが簡々に自由にする、團體をつくつていくやうにできておるやうに思われま

す。そつういふものには對して、農林省の事務官はこつういふものは一本にしていつた方がいい、こつういふやうなお話が、放送の中に開えたやうであります。が、そつういふ點に關しまして、大臣が言われる農業團體の自主性といふものと、今そつういふやうな事柄からわれわれが連想いたしますと、農林省が、あるいは農林大臣が、そつういふ方向にもつていくのじやないか、こつういふやうに考へるのであります。その點に關しまして農林大臣の一般的な考へをお

聴きたいのであります。○平野國務大臣 この法律はあくまで、繰返して申します。農民の自主的な立場から協同組合をつくらせるという主義であります。監督とか、あるいは指導といふ面が強すぎると、農民の自主性を没却するといふことにはないやうにしていきたい。これはもう原則であります。今のラジオ放送の件は私によく知らぬのであります。が、農林當局の間に、農業協同組合がこつうありたい、こつうすべきだといふやうな言論が行われるといふことは、それは一つのことです。また自由であります。たといは自主性を尊重するからと申しまして、各箇にいろいろなものがめちやくちやくにできることがよいか悪いかといふことは、それはなるべく自然に統一されることによつて、こつういふ言論はわれわれがかつういふことを申しまして決して矛盾するものではない、かように考へておる次第であります。

○永井委員 農林大臣の説明にありました、この自由の原則と組合における農民の主体性とこの二つの原則に立つた協同組合の設立及び今後の運営におきまして、法文の上になつておられるこの原則と、農林省當局がこの立法にあたりまして、ほんとうにこの原則を貫くために、この法文を成文化したといふよりは、現在の日本の農村に對して、そつういふ自由の原則と農民の主体性には任しておけない。當局の方で相當行政的な措置でひつぱつていかなければ、自由に任しておけば何をしてかすかわからぬといふやうな、潜在意識が相當に強いものをもつていて、そ

がさらしものになつていて、ついに今日まで提案が遅れたというその時間的経過の中には、そういう潜在意識と、そうして外から求められておる自由の原則と、農民の主体性というものの確立の内部的調整が、この時間的経過をとつたのではないか、こう思うのであります。そこで法文の上にはこうい

う原則を認めておながら、實際の上においては、指導の面においてある程度一つの模範的な型というふうなものをつけて、そうしてできるだけその構想しておる方向にもつていこうとする努力が、農林省の官僚において今後行われるのではないか。またそういう官僚に隣居して農村をひびつてきた、そういう古い農業會のボスとの、結びつきによつて、そういう方向が強く出てくるのではないかと、このことを非常に心配するものであります。法文の上には盛られた原則は、どこまでも原則としてこれを確定して、そうしてその指導とか、そういう面において一定の限界を超えてはならない。こういうことが私は非常に要請せられなければならぬと思ふのであります。そうして真にその農村の民主化をはかりますためには、最初は非常な行過ぎや、もの足りない點や、ごた／＼はありましようけれども、結局は自由の原則と農民の主体性の確立によつて、みずからの責任においてこれを行つていくという事になりますれば、すぐにそれを反省し、そうして運営を身につけて、瞬間的に一つの時間をとつて見れば、これじゃ困るといふ時代はあるかもしれないけれども、結局においては農村の民主化にはこのことが大きな

力になる、こう思うのであります。今農林大臣のお話になりました、ある程度の指導はやむを得ないだろうといつた、その事柄が非常にこれは重大な方向をとるのではないかと、思うのであります。これに對する農林大臣の明確な見解を承りたいと思ふのであります。

それから、自由の原則と農民の主体性の確立というこの二つの事柄をりつぱになし逐げていけますためには、その基礎として、どうしても農村教育、農民教育というものがその基礎になつていかなければならぬ。直接の指導というよりは、そういう教育の面において、徹底していくということがなければならぬと思ふのであります。これに對する今後の農村教育農民教育に對してどのようなお考えをもつていられるか。

それからこの協同組合の經營において、今後技術指導の面をどういふふうによつていくのか。技術者の問題ももちろんありましようし、いろ／＼小さな協同組合が分立することも考えられるわけでありましよう。またいろ／＼の業態別の協同組合ということも考えられるわけでありましよう。そういうような場合に、農村一般としての技術指導をどういふふうによつていくのか、その人員の配置とか、そういうものをどういふふうによつておられるのか、協同組合に放任しておけば、とてもこれはみずからの費用をもつては賄つていけないと思ふのであります。そういう點に對する御見解を伺いたい。

○平野國務大臣 第一點の御質問に對しては、はつきりお答えをいたしておきたいと思ひます。今回の農業協同組

合法は先刻も申し上げましたように、農地制度改革と並立しております。この、日本農業に對する、日本農村に對する基本的なイデオロギーをもつたところの法案なのであります。と申しますのは、農地改革によつて日本の農村の封建性を打破する、これは農地改革の基本的な原則に立つた、言いかえますれば、マツカサー司令部より日本に一つの命令として發せられた基本的な政策の一つであるのであります。同時にこの農業協同組合法は、農民のあくまで自主的な、そして農民の自由の原則による日本の農村の建設、封建性打破とともに、日本農民の自由なる意思による日本農村の建設といふことが、この法案の中には盛り込んでおるのであります。私は農林大臣といたしまして、この法案の將來の運用にあたりましては、いやくもこの原則を誤るようなことは絶対にない。こ

ういうことによつてこの法案を提案するところの決心をいたしておる次第でありますので、この點永井君の御心配のような點は萬々ないと思ふのであります。ただ先刻申し上げましたように、そうではありますけれども、實際上の行政官廳といたしましては、ある程度の農業協同組合法に對する希望なりあるいは考え方なりというものをときに發表し、またある程度かようなことをいたしますことは、これまた必要であるのであります。その必要の限度は、先刻申し上げました根本的なイデオロギーを蹂躪するようなことで、それに對して反するようなことは、絶対に範圍内において行つて、こ

ういう點を堅く申し上げておきたいと思ふのであります。

次には技術指導の問題が述べられたのであります。もとより技術の問題は農業協同組合が當然取入れて行つた問題でありますから、この點は農業協同組合といたしましては、組合の中に技術指導者を入れて、日本農業の技術という問題については十分考えてまいります。これは當然であると思ふのであります。農村教育の問題はこれまたむずかしい問題であります。この法案を實行していく上において、もとより農民の指導といふことは當然伴うのであります。農村の教育面に関しては、單にこの農業協同組合法以外の他の部面からも、新しい農業教育といふ別個の角度から、今後相當の施策が行われなければならぬ、か

ように考えております。

○佐竹(新)委員 たいだいま農林大臣の御答辭でございまして、地方における農業會、私は廣島縣であります。先般歸つてみましたところが、すでにこの農林常任委員會に出されます法案の寫しが各地方の農業會の會員に持込まれて、暫定定款をつくつて、今日もはやどうせ協同組合は時期の問題である。そこで農業會の解體に伴つて策といたしまして、すでに末端におきまして農業協同組合をつくる準備を進めて、暫定定款を出しておる。こ

ういふ點に對して農林大臣はどういふ御見解をもつておられるか。これはたいだいま永井君が申されましたように、せつかくこつた農民の自主性をもつたところの協同組合が生れようとするときに、やはり依然として農村におけるボス勢力は、この農業協同組合を乗取つてしまふという結果になりはしないかといふこと、今一つの點は、この農

業協同組合の單位組織は十五名ということになつておりますけれども、あなたが一番お嫌になつて、かつて日農の中における共産黨のフラクション活動に對して、日農は共産黨のフラクション活動であるといふところから、日農に對立する全國農民組合をおつくりになつたのはこの日農内における共産黨の存在であるといふことではあります。いわゆる組合の黨の組織活動といふものをものに對して、あなたは今の對立の考えをおもちになりましたが、現在この十五名という組織はたやすくできる。そこで共産黨は經濟と組合運動とを結びつける。そうして農村について強力な力をもつて、このフラクション活動の實際面に乗り出してをるのであります。こ

ういふ點に對して農林大臣はいかなる考えをおもちになつておられるか。こ

ういふことをひとつお尋ねいたしたい。

○平野國務大臣 この農業協同組合法ができるということから、地方において暫定的なる、新しい農業協同組合法の準備をして、古い農業會がここに準備しをされつつある、こ

規定をしておるのではないのであります。厳密に申しますならば、これらの農民の自主的な一つの運動によつて、従来のようなボクスの農業組合をつくらぬということが望ましいのであつて、現段階においていわゆる農業會をそのまま維持したような場合ができる場合も、これまた當然想像しなければならぬ。従つてわれわれがいたしましては、それが今どうである、どうであるということをごさうで言ふことも、むしろこの協同組合法の精神に反する、かまうに思ふのであります。それから十五人であれば、共産黨が農業協同組合をつくるのじやないかというような御指摘のように思いますが、これはやはり農業協同組合と政黨の活動というものは、おのずから別個でありまして、農業協同組合はあくまで農民の自主的な團體を十五名以上の者がつくつて、これを届け出れば、先列申し上げましたように、これは認可するということになりますので、それは十五名の人が與えられたる法的根據によつて組合をおつくりになるならば、これは當然認可になる。この認可なることと、共産黨の問題をどう見るかというごさうは、これはこの法案とは別個の問題でありまして、私は共産黨に對して反對の政治的見解をもつておりますが、それはこの法案について特にここで申し上げる必要はないと思つておられます。

○佐竹(新)委員 それは單なる通り一遍の本案を中心としたあなたの理論でありまして、實際問題といたしましては、地方においてさういふ事實があるわけでありまして。たとえて申し上げますならば、日農が現在決して共産黨の

何ではない。しかしながらあなたの見解によれば、日農の中に共産黨がいるということにおいて反對されたわけでありまして。共産黨と組合活動の別であることは、これはおのずから違ひます。が實際問題として、あなた自身がさういふ點を指摘されて、全國農業組合という反共的な立場をとるところの組合をつくられた。さういふ事實は、やはりこの協同組合の中に、いわゆる共産黨のフラクション活動が出てくることになる。さういふような場合には、あなたの御見解はどうであるかということをお聞きになりました。まことに答へにくいのであります。この組合自體からいへば、それは社會黨である共産黨である何であるか、農民であればこの協同組合をつくれる。これは自由の原則であります。私は日農の中に共産黨がいるから、私は共産黨反對で、別個の農民組合をつくらなければならない、私の自由であつて、あるいは農林大臣がさうであるからといつて、共産黨は協同組合をつくれぬといふことではないのでありますから、この點はひとつはつきり御了解願ひたいと思ひます。

○山口(武)委員 先ほどの農林大臣の答へによりまして、この農業協同組合は、自由の原則と農民の主體性の確立にあるという意味はよくわかりました。従来は農業會のあり方を見まして、これを官僚性や封建性の中から解放しなければならぬという點はわかり

ます。しかし、この農業協同組合法が農地改革法と並んで、農村民主化の二つの重大な法律であるという點になつてきますならば、これは先ほどの農民の自由の問題と主體性の問題だけでは説明ができない點が出てくるのではなからうか。たとえば農村の民主化をはかり、農民の知識を向上させて、現在の農民を零細化から解放するためには、生産面における協同組合としての發展をはからなければならぬ。しかしこの法案全體を見れば、それが推測できるところは、そこではいかならないと思ひます。

それから先ほどの大臣の答へを見ましても、さういふ點には觸れていない。生産面における協同組織の發展というものをどのようにならされるか、農林大臣はこの法案を通じてどのようにな見透しをもつておられるか、これを伺ひたいと思ひます。

○平野國務大臣 ちよつとお終ひにおつしやつたことはよくわからなかつたのであります。私はあくまでこの農業協同組合法案と、農地改革とは車の兩輪のごとしと申します。日本の農村民主化には不可分の兩法案である。さういふ見解のもとに立つております。従つてこの協同組合法を運用する上において、先刻の御質問のようにな、頭の中には種々なる割り切れないものがおありになるようでありまして、それはあなたも土地改革をやる上においても、日本農村特有であるところの種々なる複雑性をもつておつたのであります。これらの點から土地改革についても種々なる論議があつた。しかしして農業協同組合法において

はなにかということでありました。農地改革法と並んで、農村民主化の二つの重大な法律であるという點になつてきますならば、これは先ほどの農民の自由の問題と主體性の問題だけでは説明ができない點が出てくるのではなからうか。たとえば農村の民主化をはかり、農民の知識を向上させて、現在の農民を零細化から解放するためには、生産面における協同組合としての發展をはからなければならぬ。しかしこの法案全體を見れば、それが推測できるところは、そこではいかならないと思ひます。

○山口(武)委員 私の終りの質問が明瞭ではありませんでしたのもう一遍申し上げます。農村の民主化を進めていくためには、生産面における零細性が克服されなければ、生産面の協同組織の發展はなされなかつたと思ひます。この生産面における協同化の見透しが、確かであるとして見透せるかどうか、この點をお聴きしたい。

○平野國務大臣 よくわかりました。日本農業の將來については私はしばしば申し上げておりますが、やはり百五十萬町歩の開墾計畫というものが日本農業としては一つの課題になつておりますから、私は土地改革とともに耕地の開墾が行われ、しかしして農業協同組合法が採用せられて、そこにあなたの御質問のような萬全を期するところの日本農村の民主化と日本農村の建設ができる、かように考えております。但し現在の農村と人口の関係から、かりに協同化したとしても、耕地が足らないという點から開墾の問題を申し上げるのでありますから、かりに百歩開墾の問題が所期のごとくいかないといつても、とにかくも零細な農家が協同組合をつくつて協同の精神

によつて、この組合法の精神から、農業生産を向上するということは十分考えられるので、あなたの御心配はないと思ひます。

○寺島委員 私は大臣にお尋ねしたいのであります。系統的に日本農政の全般を分類して、その中において本法案の占める地位並びに本法案の中に検討せらるべき多くの問題につきましては、別個の機会に願ひたいと思ひます。この際、ただいま大臣は、日本農村民主化の上において不可分の關係をもつと言われておられる土地改革の問題につきまして、就任早々に第三次農地改革を断行いたし、その内容は在村地主の一町歩の土地保有を認めない。かような意味の御所見を全國農民の前にお示しになられたのであります。これはいづれの時期に、またいかうな内容をもつて、これを政治家として具現せられていくおつもりでありますか。お伺ひたい。これが第一點。

次にいわゆる在村地主の一町歩の土地保有を認めないといふ建前より日本の土地改革を行うといつた場合において、大臣が今日考へられております日本土地問題の發展していく終局の段階は、いわゆる土地國有を指向するものなりや否や。あるいはまた從來われわれが農地調整法における指導精神として考へてまいりました自作農制度の強化、自作農創設の強化という面に向つて努力を拂うべき問題でありますか。この第二の問題はその二者いずれを大臣は考へられてきたと土地國有の前提としての第三次農地改革を施行せられるものなりや。さらにまたあくまでも日本農政は自作農の創設強化

を目途とせられるものなりや。この點についてまずお伺いしたいのであります。

○平野國務大臣 私第三次農地改革をやると言いましたのは、まず第二次農地改革を實行した後に於いて第三次の問題を考ふる、こういうふうに現在申しておるのであります。それから第三次改革案と言います私の考え方は、一切の小作地というものをなくする。すなわち耕作する者がすべて自分の土地を所有する、こういう原則を考へておるのであります。言いかえませれば土地國有案ではありません。

○寺島委員 その問題に關します大臣の見解に對する質疑は、別途に本議會に農地調整法に關する改正法律案の審議いたされまするときにいたすとして、この際もう一點だけ農業協同組合法の審議にあたりまして伺つておきたいのは、いわゆる農業の協同組合と農民組合との關係に關する政府としての御所見でございます。私どもの考へによりますれば、すでに農民組合がわが國耕作農民解放のために、血のにじむような努力の拂われましたるに、わゆる土地制度の改革の問題、並びに團體協約等の問題につきまして、前者においてはすでに農地調整法が施行せられ、第二次農地調整法の完了をまつて、日本に小作地をなからしめんとする自作農創設強化の途がただいま大臣より闡明せられたのでございまして、すでにその面よりする農民組合の過去における貴い歴史的役割は済んでいるのではないかと、いろいろな考へも、また所論として生れるのでございまして、さらにまた團體協約の問題につきましては、この團體協約をこの農業協同組

合の中に盛りきたることの可否については別に御質疑いたしますが、すでに法の明文としてとられておりますので、農業協同組合の歴史的な使命と申しますものは、今日におけるこの協同組合法案の圓滑なる發表を見ますならば、その役割は果されたということができるのであります。これを最近において田邊の委員等が申すところの、黒田氏の最近の農政評論上に發表せられたる所論のごとくに、土地をもたない農村プロレタリアと土地をもつ耕作農民との間に起るべき相剋を想定いたして、ここに土地をもたざる農民の序列に立つて、いわゆる新たな日本農政の農民運動の進路を求めるといふ所論は別といたしまして、從來われわれが考へておりました農民組合の歴史的な役割は、ある程度この協同組合並びに農地調整法の兩案を強力推進いたします上において果されると想うのであります。この面に關連いたしまして、農業協同組合並びに農民組合との關連をいかに考へてまいりますか伺いたい。これが第一點。さらばこの農民組合に對する別途の、農民に關するなくてはならない當然の運動的役割をここに想定せられるといたしまして、ならば、在野以來農民運動の先覺者として、つとに今日全日農を背負ひ立たれる大臣といたしましては、在野當時社會黨が提出せられたる農民組合法を今日憲閣に列せられまして何らかの方法によつて出す御意思ありや否や、この二點について御明快なる御答辭をお願ひいたしたのであります。

○平野國務大臣 農業協同組合と農民組合との見解をばつきりいたして見たいと思ふのであります。農民組合は經濟的な部分とともに、政治的な部分に相當にもつておるのであります。協同組合は經濟活動と政治活動はできないのであります。ここに農民組合と協同組合との差異をばつきり御認識願ひたいと思ひます。しかしながら農民組合もまた經濟活動をするともに農業協同組合としての認可を受けてやるべきことは、これは當然自由の原則としてできるのでありますから、ここに農民組合が將來協同組合化すること、これも當然想像できると思ひます。ただ一點協同組合は政治活動はできないのでありますから、この點において農民組合とは厳に違ふのであります。次に農業協同組合法も出せば、かつて社會黨の主張した農民組合法を出すかどうかという點であります。これは今申し上げましたように、やはり農業協同組合法があつても、農民組合法が必要ではないという議論になりませんので、これは適當の機會においてあるいは出すかも知れません。しかしながら現在この議會に農民組合法を出すという豫定にはむろんなつておりません。

○寺島委員 さらば前二項目に關します質疑はその程度にいたしまして、いま一點私は本法案を他日克明詳細に取り扱ひ基礎として伺ひたいのでございまして、このたび平野農政は協同組合法案と關連して生産調整法を議會にお出しになつておられるのでございまして、これと關連いたして農地改革をさらに鋭く推進せられんと考へておるのでございまして、その際平野農政の所見として、日本農政の將來をいかに大體大づかみにお考へになつておられるか。質問きわめて抽象的

たりますので、さらに克明にやや分析いたしましてみますならば、今日いわれる日本農政にまつて最も大なる關心事は、いわゆる世界農業恐慌の一環としてもたらされるべきところの、わが國農業恐慌の襲來であらうと思ひます。わが國農業恐慌の襲來がいかにやうなる形において、たとえは現在の農村をコンボジションいたしておられる、いづれの面に、どういふ形によつて襲來せられるというやうなことを御想定になり、これが防波堤としてしからばどういふやうな農政の體系をお考へになり、その一環としてこれらの法案をお出しになられるものであります。か、本法案提案理由の説明をさらに御敷衍くださる思召しをもちまして、他日われわれの審議に便ならしめるため、この點について御所見を伺ひたいのであります。

○平野國務大臣 提案の理由のときに申し上げましたように、農業協同組合法をつくりまして、日本農業の農業協同化をはかり、生産力を高揚いたしまして、將來外國の農産物が日本に對して相當安い價格のもとに襲い來る場合がありましても、日本農業がこれに對して十分對抗できるだけの基礎を確立したい。かように考へておるのでございまして、このことはしばしば申し上げますように、土地改革を完全に行つて、しかしてその上に經營の方面においても、多角經營的、立體的なる農業經營を採用いたしまして、いわゆる農業五箇年計畫を申しまするか、五箇年というのばかりで、今ここに申し上げたのであります。か、一年以内に

實現を立てますならば、世界農業恐慌といふのは、いま二年三年の間にすく來るのではないのであります。十分この間において日本農業を再編成して、日本の農産物價といふものを安定の地位に維持することはできるであらう。こういう考へ方を大體にもつておるのであります。なおこのことにかんしては、いづれこの委員會におきまして詳細に私の所見を申し上げる機會があるかと考へますが、今日は簡單でありますけれどもこの程度において御了承願ひたいと思ひます。

○野澤委員 此の際農林大臣は司令部へ呼ばれておりますので、中止することにいたしました。

○寺島委員 此の際農林大臣は司令部へ呼ばれておりますので、中止することにいたしました。

○八木委員 議事進行に關連して申し上げます。だん／＼質疑應答を重ねて進行していくことはまことに結構であります。今までの農林の問題に出ました法案審査の経過を顧みますと、各委員が必ずしも毎回出られない。従つて同じ問題を重複する場合がかなりある。私はこれの煩を避けて、本法案のごとく二十年十二月九日のいはゆる連合軍の農民解放令に基いて、當然農地改革と一緒にやるべきものが片手落ちになつたこの法案、當然一語に審議して片づけてしまふべき筋合のものを、一方は進め、一方は漸く今上程とい

うのことは、いま二年三年の間にすく來るのではないのであります。十分この間において日本農業を再編成して、日本の農産物價といふものを安定の地位に維持することはできるであらう。こういう考へ方を大體にもつておるのであります。なおこのことにかんしては、いづれこの委員會におきまして詳細に私の所見を申し上げる機會があるかと考へますが、今日は簡單でありますけれどもこの程度において御了承願ひたいと思ひます。

ような形においていつまでも置くことに忍びないのでありますから、できるだけ進行をはかつていただく意味において、問題になつてから今日まで、少くとも農地改革問題に着手してから今日まで、この組合法だけが棚上げになつておつたこの間に、問題點となつた事項は大體お互いにかつておると思ふのでありまして、ほとんど統一する事項ができると思ふ。私も時間をかりて整理して申せば、問題點だけは指摘できるとある程度信じております。これは政府側においても同様であらうと思ふのであります。この問題點となつた事項を整理して、結局ここに至つたこの間には、特に連合軍との交渉経緯等の問題が重疊になり、それに農民生産者方面の意見その他の意見があつてここに至つたのだということ整理して、くだいた説明を一度していただくことが議事進行上同じ問題を繰返さずに都合がよいのじやないかということをお思いますので、發案者から今日提案に至るまでに、主として問題になつた點を指摘して、それに對する経緯と結果を一度一括して説明を願ひ、こゝう運びに願つたらどうかと思ひますから、お諮りの上御進行方をお願いいたします。

第二點におきましては、すでに農地改革の法案と並行的に本法案は提案されるべきものであるにかかわらず遅れた。なお本案については大體了承しておると思ふから、なるべく説明なども、政府がこの経緯等に對して具體的に話をされて、審議の上便宜をはかれるようにという御意見の内容と思ひます。この點は一應ごもつともには思ひますが、しかし先ほど大臣も申されましたごとく、またわれ／＼もそう考へておるのですが、土地改革と並行いたしました、本經濟立法、いわゆる組織法でございますが、この協同組合法は、日本再建の上における重大法案でありますのでゆゑに、十分審議するところは審議する。しかし先ほど申しました通り、審議はするけれども、重複的な質疑はなるべく避けるようにしてもらひまして、その審議を有効にしたいと思ふのであります。大體ただいまの御意見は、これをどうするとかいうことでなくて、以上の點について、委員各位に御配慮を願ひまして、進行されんことを特にお願ひしておきます。

本日はこれにて散會いたします。
午後二時五十分散會

Table with 2 columns and 4 rows, mostly blank space.

昭和二十二年九月二十八日印刷

昭和二十二年九月二十九日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

第一類 第九号